

令和4年11月

第30回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 中山 正二

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和4年12月12日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第30回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第8号

下記について付議するため、11月30日（火）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第30回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一
書記 西村 裕介

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、10番 中山 正二委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案No.1及びNo.2を一括上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1及びNo.2は、関連がありますので、まとめてご説明いたします。本件は、木曾呂の方々からの申請で、農地と農地を交換する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、木曾呂小学校から南東に250mほどの所に位置する生産緑地地区内の農地で、申請地に隣接する農地を所有する両譲受人が、農地を集約し農作業の効率化を図るため、3筆、計590.5㎡の農地と1筆、607㎡の農地を交換するものでございます。」

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、No.1の譲受人は、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では、ヤツガシラ、サトイモ等の野菜を栽培するということであり、また、No.2の譲受人も、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では、シャクナゲ、ツツジ等の花卉を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから、該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、No.1の世帯では、現在、譲受人が1人で、年間300日従事し、申請地以外の農地では、ヤツガシラ、サトイモ等の野菜を栽培しており、また、No.2の世帯では、現在、譲受人、妻、母の3人で、のべ年間900日従事し、ハマボウフウ等の野菜や、シャクナゲ、ツツジ等の花卉を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので、該当しません。

権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が30アールに達しているかについては、交換後、No.1の世帯では、申請地を含めて4,931.89㎡を耕作することになり、また、No.2の世帯では、申請地を含めて11,842.50㎡を耕作することになるため、30アールに達しないとは認められないので、該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局と現地を確認して参りました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案No.1及びNo.2について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(2) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し兼業農家を営む、戸塚4丁目のかたからの申請です。詳細について

は、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、戸塚南小学校から北に 300mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北西に 250mほどの所に位置した 3 筆、1,177.00 m²でございます。

申請人は、33 歳の頃から 20 年以上農作業に従事しており、マツ、ヒバ、オリーブ等の植木を栽培しております。

現在の年間従事日数は 300 日で、妻の 300 日と併せて世帯で 600 日でございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地の確認をして参りました。特に異常はありませんでした。ご審議の程よろしく願いいたします。」

5) 議長は第 2 号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

9 連絡事項

- ・ 農業経営改善研修会について
- ・ 農業参入フェア 2022 について
- ・ 第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）に対する意見等の提出について

10 閉会

午前 10 時 35 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 30 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 4 年 11 月 30 日

議 長

Ⓜ

署名委員

Ⓜ

署名委員

Ⓜ